

丹波篠山市過疎地域持続的発展計画

1 策定経緯・計画趣旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、旧篠山町地域が「過疎地域（一部過疎）」に令和4年4月1日付けで指定されたことを受け、令和4年9月に、丹波篠山市過疎地域持続的発展計画を策定しました。

過疎地域の持続的な発展に資するため、同計画に基づき、道路改良工事や美装化、中学校大規模改修、診療所の医療機器更新などに取り組んできました。

こうしたなか、同計画の計画期間が令和8年3月31日で満了となることから、引き続き、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のための取り組みを推進するため、「丹波篠山市総合計画」やその他市の各種計画などを踏まえた「丹波篠山市過疎地域持続的発展計画」を策定します。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 地域の課題

旧篠山町の人口は、平成7年から僅かに増加したのち減少に転じており、平成7年から令和2年までの25年間の減少率は23.1%となっています。特に東部地区の人口は同じ25年間で約3分の1となり、一部過疎に指定された旧篠山町地域内でも特に対策が必要な地区であります。高齢化率の上昇については、少子化や転出による若者の減少が影響しており、近隣市や阪神間の都市への転出だけではなく、市内で立地の良い旧丹南町地域への市内移動も原因の一つと見込まれます。更に人口減少によって、人手の確保、空き家の活用、高齢者の移動手段の確保等が課題となってきています。

4 計画の基本方針

今、住んでいる人たちが地域の課題と本方針を共有し合いながら、農を中心にワクワク・いきいきと暮らし、移住者や出身者、そして、都市住民と良好に交流することで集落や地域、伝統文化などを持続的に発展させ、『にぎやかでワクワクする農村をつくり、丹波篠山市という“美しい農村を未来につなぐ”』ことを基本方針とします。

5 地域の持続的発展のための基本目標

令和12年国勢調査の旧篠山町の人口が、国立社会保障・人口問題研究所による令和12年の将来人口推計値35,392人から算出した14,458人を上回ることを基本目標とします。

6 計画達成状況の評価に関する事項

本計画の施策は、地方創生総合戦略を兼ねた市総合計画の取組みとも合致するため、市総合計画の後期基本計画（計画期間 令和8年度～令和12年度）の見直しにあわせて開催する「丹波篠山市総合計画審議会」において、人口の推移や事業の検証評価を行います。

7 施策事項と主な対策事業

施策事項	主な対策事業
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・つながり案内所、イノベーターズスクール、地域おこし協力隊の緊密な連携による移住施策と地域活性化に資する人材の育成と活用 ・ふるさと丹波篠山に住もう帰ろう運動（移住者や定住者を増やすための支援）の推進
第3章 産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の推進等 ・農都のめぐみ認証普及補助等による生産者支援等 ・観光施設及び周辺環境整備による滞在環境の整備
第4章 地域における情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・申請等のオンライン化の促進等
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町並みの残る区域の魅力化のための整備（無電柱化） ・新たなモビリティサービス導入（デマンドバス運行エリア拡大やキャッシュレス化等）による地域交通網の最適化
第6章 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設の統廃合や、管路及び設備の適切な更新
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に応じた保育・幼児教育環境の整備（（仮称）城東認定こども園の新設、篠山・たまみず・岡野幼稚園の統合） ・乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
第8章 医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療体制の充実と医療技術の向上支援
第9章 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教育環境向上事業 ・スクールバス購入事業
第10章 集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生アドバイザーや地域振興課職員等のサポーター派遣・ワークショップ開催等の支援
第11章 地域文化の振興等	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史4館長寿命化・魅力向上事業（歴史美術館、武家屋敷安間家史料館、青山歴史村、篠山城大書院）
第12章 再生可能エネルギー等の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等への再エネ・畜エネ設備の導入促進 ・バイオマスの有効活用の推進
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動による地域コミュニティの活性化を推進 ・男女共同参画センター事業の充実

8 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、次の表のとおり。

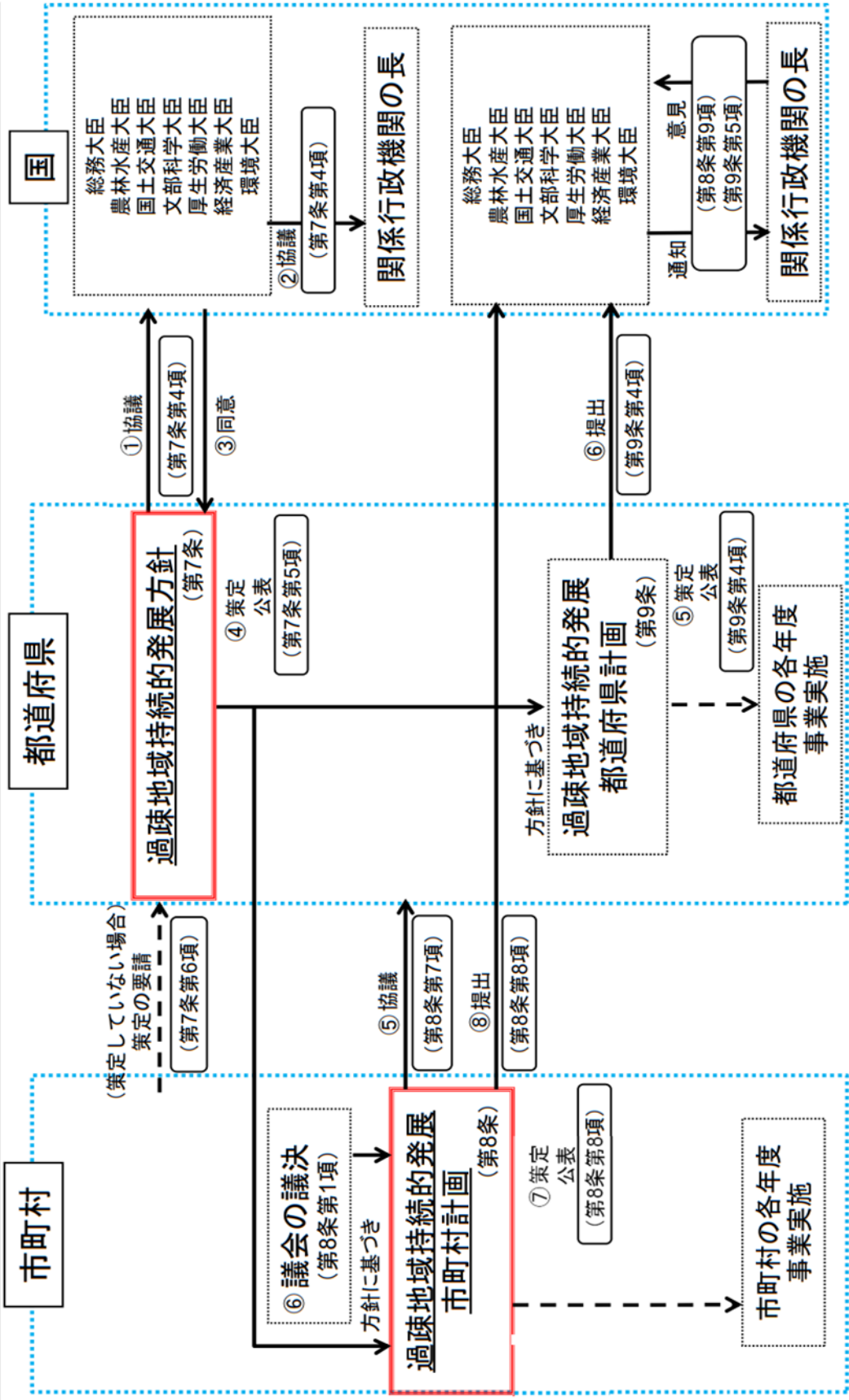
産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧篠山町地域（全域）	①製造業 ②情報サービス業等 ③農林水産物等販売業 ④旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

9 過疎地域への財政上の特別措置

1. 教育、児童福祉、消防施設の整備における国の負担または補助の割合のかさ上げ
2. 国の過疎地域の持続的発展を支援するため補助
3. 過疎対策事業債の発行
 - ・ソフト事業 発行限度額 35,000 千円（過疎地域持続的発展特別事業）
 - ・ハード事業 発行限度額は国及び県が割り当てなお、充当率 100%、元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額への算入可
4. 県による事業の代行制度
5. 計画で定めた「産業振興促進区域」内、かつ計画で定めた業種について
 - ・償却資産の特別償却
 - ・土地、建物、償却資産に関する固定資産税の 3 年間課税免除なお、市町村の減収額の 75%を普通交付税で補填

過疎地域持続的発展市町村計画 策定フロー

○ 過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、方針・計画を策定することが必要。



令和7年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第9号）説明資料
（子育て世帯に対する物価高対応子育て応援手当支給事業について）

1 事業概要

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、子ども1人あたり2万円を支給します。

- ①基準日 令和7年9月30日
- ②支給対象者（児童を養育している保護者）・・・4,000人（見込み）
 - ・基準日時点で児童手当の受給資格を有している方
 - ・令和7年10月1日から令和8年3月31日の間に出生した児童を養育している保護者
- ③支給対象児童・・・5,645人（見込み）

2 補正額

119,202千円（※財源 国庫10/10）
内訳：手当給付額 112,900千円（2万円×5,645人）
手当給付事務費 6,302千円（システム導入費、郵便料など）

3 その他

令和7年度国の総合経済対策において、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯への支援として、子ども1人あたり2万円を支給する補正予算が閣議決定され、令和7年度補正予算として臨時国会にて成立予定です。

今後、システムを導入し対象の方へ通知を行います。また、2月中に支給が開始できるよう早急に準備を進めます。

支給方法等の詳細が決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

4 担当課

保健福祉部 社会福祉課